



資本所得課税の始まり、地ならし?!

税理士・CFP® 越智浩

Q. 株式譲渡損失と株式配当収入

昨秋、長引く不況の影響により会社（私が代表取締役を務めています。）の業績が悪化したため、私個人所有の株式を売却して換金化し、会社に貸し付けて資金繰りに用立てました。ちょうど株価も下落傾向にあったため、かなりの売却損失が生じたことを記憶しています。

年を越して、証券会社から平成22年分特定口座年間取引報告書が送られてきました。そこには、（上場）株式の売却損100万円から配当金収入15万円が差し引きされて、マイナス85万円と記載されました。

確定申告の時期も近付いてきましたが、（上場）株式の譲渡損益と配当金はどう課税され、どう申告すればよいのでしょうか。

A. 資本所得課税の入口…インカムゲインとキャピタルロスの相殺

平成21年分以降、上場株式の配当について申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損失と損益通算（＝プラスとマイナスを和）することが認められるようになった。また、平成22年分以降は、特定口座（「源泉徴収あり」を選択）内での上場株

式等の配当等と譲渡損失の通算が認められている。上記設例の特定口座年間取引報告書は、まさにその通りの記載となっている。

現行税制における『株式の配当等と譲渡損益の通算』は、下記の表のようにまとめられる。

益(プラス) 損(マイナス)	上場株式等の 譲 渡 益	上場株式等の 配 当	公募株式投資信託			非上場株式等の 譲 渡 益	非上場株式等の 配 当
			期中分配金	解約・償還差益	譲 渡 益		
上 場 株 式 等 の 譲 渡 損	○	○	○	○	○	○	×
公募株式投資信託の解約・償還損	○	○	○	○	○	○	×
公募株式投資信託の譲渡損	○	○	○	○	○	○	×
非 上 場 株 式 等 の 譲 渡 損	○	×	×	○	○	○	×

平成22年分の確定申告において、上場株式の配当について申告分離課税を選択し、損益通算してもなおマイナスである上場株式等に係る譲渡損失については、翌年以後3年間にわたり、確定申告することにより『株式等に係る譲渡所得等の金額』及び『上場株式等に係る配当所得の金額』から繰越控除（プラスとマイナスの相殺）することができる。いわゆるキャピタルロスをインカム及びキャピタルゲインと相殺することにより、源泉徴収税額（現在、所得税7%・住民税3%）の還付が期待できる制度となっている。なお、平成20年分以前と同様、上場株式等の配当等について①申告不要とするか、あるいは、②配当所得として総合課税され、配当控除制度（税額控除）の適用を受ける選択肢も残されている。最終的には、当年分の給与等他の所得金額及び課される税率の水準、将来の予想投資収益及び税率変更などを総合勘案して選択適用の上、確定申告することになると思われる。

近年、株式投資のみならず、投資信託の銀行窓口購入や変額個人年金・確定拠出年金制度などに見

られるように、個人の資産形成及び将来への備えについて『貯蓄から投資へ』と大きく舵が切られた。とすると、投資・ファイナンス理論にある通り、投資金額が投資期間中のインカムゲイン・ロス（毎年の損益）とキャピタルゲイン・ロス（処分損益）との合計額を上回るかどうかが所得であり、資産形成・蓄積であると考えられる。個人所得税においては、資本所得という考え方の始まりである。北欧スウェーデンでは、すでに1990年代に導入されている（土井丈朗編『日本の税をどう見直すか』日本経済新聞社刊）。

設例にある上場株式の配当収入と譲渡損失の損益通算は、資本所得に対する課税方法のほんの一部である。なぜなら、株式投資のみを取り上げてみても非上場株式の配当収入と譲渡損失の損益通算は認められていないのであるから。はたして、他の資本所得、例えば、不動産所得と不動産譲渡損失の損益通算…といったものも認められるようになるのだろうか。